

2009年以降に太陽光発電で売電をしているみなさま

固定価格での買取期間が、 2019年11月以降 順次、満了します。

固定価格買取制度についての大切なお知らせ

2009年に開始された買取制度は、太陽光発電で作られた電力のうち、余剰電力が買取対象となる制度です。10年間の買取期間が設定されており、2019年以降順次、買取期間の満了をむかえることとなります。

以降の余剰電力の用途（買取期間満了後の選択肢）

① 自家消費

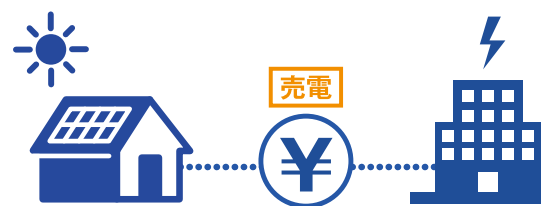
電気自動車や蓄電池・エコキュートと
組み合わせて自家消費



昼間に発電して、電気製品などの電力に使用しつつ、余った電力を蓄電池に貯めることで、夜間に使用することができます。また電気自動車は充電することで、自動車の動力としてだけでなく、家庭の電気製品などの電力として使用することができます。

② 相対・自由契約

小売電気事業者などに対し、
相対・自由契約で余剰電力を売電



従来通り小売電気事業者などと個別に契約し、余剰電力を買い取ってもらうことができます。今後様々な事業者から発表される買取メニューをご確認いただき、買取期間の満了までに、ご自身の希望に合うプランを選択してください。

詳しい情報は裏面へ



誤った情報や、誤解を招く表現にご注意ください。

買取期間の満了に伴い、契約変更や売電に関する勧誘・セールスが急増することが予想されます。誤った情報や誤解を招く表現に惑わされず、正しい情報を得ることが大切です。**なお経済産業省を名乗る不審な電話にご注意ください。経済産業省からご対象者へ直接連絡することはございません。**

事例1

0円買取となるため、蓄電池を付けなければ損をすることになる。



0円買取になることはほぼありません!

一時的に余剰電力の買手が不在(小売電気事業者と無契約での逆潮流)になると0円で引き受けるケースが生じる可能性があります。しかし、**新たな単価で売電先と契約を結ぶ限り**、一般には0円買取になるケースはないと言えます。



事例2

0円買取となるため、当社と売電契約しなければ損をすることになる。



売電できる事業者は複数あり、**自家消費や蓄電の選択肢もあります!**

買取期間満了後、**余剰電力の買取を表明している事業者は複数あり**、また電気自動車や蓄電池と組み合わせて**自家消費**をすることもできますので、特定の1社と売電契約をしなければ必ず損をするということはありません。



事例3

売電より、蓄電池と組み合わせて自家消費の方が絶対に得である。



売電と蓄電・自家消費は一概に比較できるものではありません!

余剰電力の売電と、蓄電池と組み合わせた自家消費のどちらがお得かは、**個々のケースによって異なります。**



事例4

現在買取を行う電力会社は買取終了のため、当社と契約しなければ損をする。



現在買取を行っている電力会社が**買取を終了するとは限りません!**

電力会社の契約内容にもよりますので、必ずしも現在買取を行っている電力会社が**買取をしないとは言えません。**



不安になったら、お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口にご相談ください。

事例にあるような事実と異なることを言われた



迷惑な勧誘をされた

消費者ホットライン

188

お近くの消費生活センターまたは消費生活相談窓口をご案内します。

自分の買取期間が満了する時期や、満了後の買取メニューはいつ分かるの?

買取期間の満了時期は、電気を買い取っている電力会社などから個別に通知されます。

ご自分の買取期間満了時期については、現在、電力を買取っている電力会社等から、個別に通知されます。通知の時期は電力会社等によって異なり、先行して通知されるケースもありますが、おおむね、買取期間満了の6~4ヶ月前です。

買取期間満了の6~4ヶ月前に通知されます



大手電力会社の具体的な買取メニューは、2019年4月以降に発表されます。

具体的な買取メニューについては、電力会社等から既に発表されている、または先行して発表されるケースもありますが、大手電力会社からは、おおむね、2019年4月~6月ごろ発表される予定です。



詳しくは資源エネルギー庁・住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト(どうする?ソーラー)またはお問合せ窓口まで

住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト

どうする?ソーラー



お問合せ窓口

0570-057-333

受付時間 平日 9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始は除きます)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。